

No	質問	回答																			
I 共通事項																					
1	各申請の提出部数は何部必要でしょうか？	<p>提出部数は下記のとおりです。</p> <p>設計認証申請書 : 正副2部                      変更設計認証申請書 : 正副2部                      軽微な変更届 : 1部                      中間検査申請書 : 1部                      建設認証申請書 : 正副2部</p>																			
II 設計認証申請関係																					
2	<p>建築主が複数いる場合、代表者のみの記入で良いですか？</p> <p>また、設計認証申請時に建築主が単数で、あとから複数に変更になった場合は変更できますか？</p>	<p>代表者のみで良いです。</p> <p>なお、連名で申請いただいた場合は、連名での認定証等を発行いたします。</p> <p>また、申請後に認定証等の建築主名を変更したい場合は、軽微な変更を提出いただくことで変更可能です。</p>																			
3	<p>設計認証申請書中段に『*1 設計者又は施工者と修了者との雇用関係がわかる雇用保険証等の写しを添付ください。』とありますが、修了者が自営や役員の場合は、何の書類添付が必要ですか。</p>	<p>雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)などの公的な書類の写し、又は事業主の証明書(任意様式)を作成の上、添付してください。</p> <p>なお、代表者の場合は添付不要です。</p>																			
4	<p>設計内容等説明書の断熱性能・外皮平均熱貫流率の『基準値』とは、建築物省エネ法に定められている省エネ基準ですか？また、記入例はありますか？</p>	<p>基準値は山形県が独自に定めており、建築物省エネ法に定められている値とは異なります。詳細は下記の表を参照ください。</p> <p>また、設計内容説明書のエクセルシート2枚目が記入例となっております。</p> <table border="1" data-bbox="1211 1026 1933 1217"> <thead> <tr> <th rowspan="2">等級</th> <th colspan="3">外皮平均熱貫流率(Ua値)【W/m<sup>2</sup>K】</th> </tr> <tr> <th>3地域</th> <th>4地域</th> <th>5地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y-G3</td> <td>0.20以下</td> <td>0.23以下</td> <td>0.23以下</td> </tr> <tr> <td>Y-G2</td> <td>0.28以下</td> <td>0.34以下</td> <td>0.34以下</td> </tr> <tr> <td>Y-G1</td> <td>0.38以下</td> <td>0.46以下</td> <td>0.48以下</td> </tr> </tbody> </table>	等級	外皮平均熱貫流率(Ua値)【W/m <sup>2</sup> K】			3地域	4地域	5地域	Y-G3	0.20以下	0.23以下	0.23以下	Y-G2	0.28以下	0.34以下	0.34以下	Y-G1	0.38以下	0.46以下	0.48以下
等級	外皮平均熱貫流率(Ua値)【W/m <sup>2</sup> K】																				
	3地域	4地域	5地域																		
Y-G3	0.20以下	0.23以下	0.23以下																		
Y-G2	0.28以下	0.34以下	0.34以下																		
Y-G1	0.38以下	0.46以下	0.48以下																		

5	外皮平均熱貫流率(Ua値)の計算ソフトは何でもよいのですか？	入力値(断熱の仕様等)と結果が出力できるものであれば、計算ソフトは何を使っていたいただいても構いません。  ※やまがた省エネ健康住宅の外皮平均熱貫流率は、『建築物エネルギー消費性能基準等を定める基準(H28経済産業省・国土交通省第1号)』及び『建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(H28国土交通省告示第265号)』に基づいています。計算ソフトが最新の省令・告示に対応しているかご確認ください。
6	認証制度の検査は誰が行うのですか？	検査は県の職員が行います。
7	設計認証申請書が『断熱工事着手の40日前まで』、中間検査申請書が『断熱工事着手の10日前まで』に提出となっていますが、断熱工事着手とはどの段階のことですか？	断熱工事着手とは『壁の断熱材を施工する段階』を言います。 中間検査では、基礎・床・壁・天井・屋根の断熱材や開口部の仕様が設計書とおりに施工されているかを確認します。しかし、工事の工程上、全て同時に確認することが難しいため、主に壁断熱と開口部が施工されている段階で検査を行います。そのため、申請書に壁断熱の時期を記載のうえ、所管総合支庁の職員と日程調整をお願いいたします。
8	BELSなどの評価書を添付することで、提出書類が省略することができますとなっていますが、設計認証申請書と評価書等の写しのみ提出すればよいのでしょうか？ また、評価書等を添付するメリットはありますか？	設計認証申請書にBELS等の評価書の写しだけでなく、評価の際に第三者判定機関に提出した図面・計算書一式の写しを添付していただく必要があります。 評価書等及び評価に係る書類を添付いただくことで、審査期間を短縮することが可能です。 ぜひご利用ください。
Ⅲ 中間検査申請関係		
9	壁断熱を充填断熱＋付加断熱とし、それぞれの施工時期が異なる場合は、2回中間検査が必要なのでしょうか？	原則、中間検査申請はどちらか工程が遅い方の1回のみを行います。 なお、工程上断熱部が見えなくなる箇所がある場合は、工事記録書(様式第12号)にて確認いたします。 工事記録書には、断熱部や開口部の全景、仕様、寸法がわかる写真を添付してください。
10	工事記録書について、検査を受けていない断熱部分のみを添付すればよいのでしょうか？	全ての断熱箇所(基礎・床・壁・天井・屋根・外部に接する床・開口部)について添付してください。 なお、開口部について、同じ仕様の開口部の場合は、代表的な一箇所のみで構いません。 また、玄関ドアについては、工事の施工工程上、他の断熱箇所から期間を有する場合、玄関ドアに係る工事記録書は建設認証申請時に提出することが可能です。
Ⅳ 建設認証申請関係		
11	気密測定試験は内装工事前に測定しても支障ありませんか？	基準で定めたJIS規格では、基本的に建物の完成状態での測定となっていますが、内装工事前の測定で構いません。
12	設計認証申請時の設計内容等説明書に記載した、相当隙間面積の設計目標値より気密測定結果が下回った場合は支障ありませんか？	測定結果がやまがた省エネ健康住宅の基準値である $1.0\text{cm}^3/\text{m}^3$ 以下であれば、設計目標値を下回っても支障ありません。

V その他		
13	<p>やまがた省エネ健康住宅は建売分譲住宅でも申請ができますか？</p>	<p>建売分譲住宅でも申請可能です。 ※県又は市町村が独自で行っている補助制度の対象になるかは、各担当者へお問い合わせください。</p>
14	<p>やまがた省エネ健康住宅に関する申請は年度をまたいても構いませんか？ 例)設計認証申請を令和4年度中、中間検査申請・建設認証申請を令和5年度中に行う。</p>	<p>要綱は年度単位で定めているものではないので、年度をまたいても構いません。 ただし、制度の見直し等で要綱を改正する場合がありますので、申請時点で施行されている要綱・様式により申請してください。</p>
15	<p>山形県の補助制度を利用しない場合でも申請は可能ですか？</p>	<p>申請可能です。</p>
16	<p>設計適合証交付後に、開口部の変更があり、寸法が大きくなったものと小さくなったものがありますが、変更設計認証と軽微な変更届のどちらの手続きが必要ですか？</p>	<p>変更する箇所の断熱性能が一部分でも下がる場合は、変更設計認証申請の手続きが必要となります。 軽微な変更届は、変更後の住宅が認定基準に適合していることが明らかな場合を対象としています。(適合していることが明らかな場合とは、計算を行わなくても判断可能な場合を言います。) 例)軽微な変更届の対象:変更があった開口部の寸法が設計時より全て小さくなる、変更があった開口部の熱貫流率が小さくなる 等</p>